



2006年5月31日

各 位

会社名	ニチコン株式会社
代表者名	代表取締役社長 武田 一平
コード番号	6996
上場取引所	東証、大証、名証 第1部
本社所在地	京都市中京区烏丸通御池上る
問合せ先	執行役員 IR 室長 杉本 重雄 (TEL 075-231-8461)

「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」の導入に関するお知らせ

当社は、2006年5月31日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下「適正ルール」又は「本ルール」といいます。）の導入を決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 適正ルール導入の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えています。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考えのもと、当社は、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した適正ルールを導入することを決定いたしました。

本ルールは、当社取締役会が代替案の模索を含め、買収提案の検討を行うために必要な情報と相当な時間を確保することにより、買収提案が行われた時点における当社株主が、その買収提案に関しインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、かつ、かかるインフォームド・ジャッジメントが公正で透明性の高い株主意思の確認手続きに基づき行えるようにすることを目的としております。

なお、本ルールは、関係諸法令、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等、並びに経済産業省及び法務省の定める「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」等に則り、かつ関連する判例の趣旨を十分に勘案して導入されるものです。

2. 適正ルール導入の背景・経緯

当社は、あらゆるエレクトロニクス機器に不可欠な電子機器用コンデンサ、スイッチング電源・ハイブリッド IC の回路製品、電力・機器用コンデンサおよびコンデンサ応用関連機器などを製造・販売するコンデンサメーカーとして事業展開をしておりますが、これらの全ての部門において、「オンリーワン、ナンバーワン」を目指し、さらなる伸長が期待されるデジタル家電機器、インバータ機器、自動車・車両関連機器、情報通信機器の各分野に生産・販売・技術・サービスに係る経営資源を集中投下いたします。

併せて、当社グループの継続的な成長と収益確保を図るため、資本効率を高め筋肉質で強靱な企業基盤を構築し、企業価値の向上を図ってまいります。また、人と地球環境に優しい企業を目指すとの基本理念のもと、顧客から信頼されるグローバルウィナーとして事業活動を推進いたします。

当社はこの経営方針に基づき、企業価値及び株主価値を向上させる所存であり、いわゆる買収防衛に関しましては、株価の向上や積極的な IR 活動を通じた株主との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが最善の方策であると考えております。また、利益配分に関する基本方針としまして、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、企業価値の拡大と企業体質の強化を図り、利益を増加させることにより配当の安定的増加に努めることを基本としておりますが、株主への利益還元の姿

勢をより明確にするため、今後、配当による成果の配分について連結配当性向 30%～35%を目安とし、配当の更なる向上を目指していきます。

一方で、近時のわが国資本市場においては、株主、投資家等に対する十分な情報開示や平等な機会が与えられることなく、突然に株券等の大量買付けがなされ、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を損なう可能性が生じ得る状況になっていると認識しております。時にそのような買付けが、電子部品市況サイクル等による一時的な要因により、株価が低迷している局面においてなされる場合もあると考えられます。

そこで当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、当社取締役会が代替案を模索するなど、買収提案を検討するために必要な情報と相当な時間を確保し、買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断を行う当社株主が、買収提案の内容とこれに対する当社取締役会による代替案やその他の提案の内容とを比較し、それぞれにより実現される企業価値及び株主共同の利益を十分に理解したうえで、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じてインフォームド・ジャッジメントを行えるようにするため、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを定めた適正ルールを導入する必要があると考えました。同時に、当社株主に買収提案を判断していただく局面においては、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続きを、予め定めておく必要があると考えました。

上記のとおり、本ルールは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上を目的とするものです。当社取締役会は、当社に対する買収提案を行う場合は、本ルールに定める手続きを遵守することを求めるとともに、買収提案者が適正ルールを遵守しない場合には、本ルールに定める所定の措置を講じる方針です。

3. 適正ルールの特徴・骨子

適正ルールの最大の特徴は、買収提案がなされた時点における株主の意思が、公正で透明性の高い手続きを通じて反映されるよう設計されている点です。これは、具体的買収提案を受け入れるか否かについて、直接の利害を有するのはその時点における株主であり、そのような株主に、当該買収提案の是非を公正性・透明性が確保された手続きの下で判断していただくことが、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に最も資すると思われるためです。さらに適正ルールは、買収提案がなされた場合の手続きを、取締役会の恣意的判断の入る余地のないよう客観的かつ具体的に定めております。

以下の内容は、適正ルールの主なポイントを述べたものです。詳細については、本書面に添付しております「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」をご覧ください。また、「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に関する Q&A も、【別紙 2】として添付いたしました。なお、これらの書面は、当社ホームページ（<http://www.nichicon.co.jp>）においてもご覧いただけます。

(1) 必要情報の提出

当社の株券等を 15%以上取得しようとする者（買収提案者）の行う買収提案が、株主意思の確認手続きの対象となるためには、当社に対し、必要情報を提出していただくこととなります。

必要情報の内容は、買収提案者の事前準備を十分可能にするために、適正ルールに明確かつ客観的に定めております。

必要情報の提出の有無について、形式的に必要情報が揃っていれば、提出があったものとみなされます。これにより、必要情報の提出の有無について、当社取締役会が恣意的な判断を行って、いたずらに手続きを遅延させることができないような仕組みにしております。

(2) 検討期間の設定

当社取締役会による買収提案の検討を可能にし、株主がインフォームド・ジャッジメントを行えるようにするため、買収提案の内容に応じた検討期間を定めております。

検討期間の開始日、期間については、本ルールに明確かつ客観的に定めております。

検討期間は、必要情報の提出日から開始します。上述のとおり、必要情報の提出の有無は、形式的基準で定まるため、当社取締役会が恣意的に検討期間の開始を遅延させることはできません。

期間は、買付方法の形式的分類により予め定められ、原則 12 週間又は 18 週間となります。この検討期間は、当社の事業規模、株主・従業員・地域社会などのステークホルダーの皆様との関わりなど当社固有の事情、及びいわゆる敵対的買収の局面における取締役会による代替案の模索や買収者との攻防等が、通常数ヶ月から場合によっては 1 年近くかかるという多くの先例に鑑みて設定しております。買収提案が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの検討を当社取締役会が行うためには、適正ルールに定められた期間が必要であり、この期間は合理的であると考えております。

(3) 株主意思の確認

買収提案が適正ルールに定める要件を満たすときは、上記の検討期間を経たうえで、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することの可否につき、株主の意思を確認するための手続きが行われます。

株主意思確認手続きは、書面投票又は株主総会に準じて開催する総会（株主意思確認総会）における投票により行うものとします。

ただし、当社取締役会が、当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きに進むことはありません。

(4) 本新株予約権が発行される場合

株主意思の確認手続きの結果、本新株予約権の発行に関し株主の賛同があった場合、又は適性ルールに基づく手続きが遵守されない場合であって、当社の株券等を 15%以上保有する者が出現し、もしくはそのような者が出現する可能性のある公開買付けが開始されたときには、当社取締役会の決議により本新株予約権が発行されます。

なお、ご参考のために、買収提案者の出現から本新株予約権の発行の可否が決まるまでのステップを、【別紙 1】として添付しておりますのでご覧ください。

(5) 本新株予約権の行使条件

本新株予約権は、買収提案者が当社の株券等の 15%以上の保有者となったことを当社が公表した日から行使可能となります。

買収者が実質的に保有する本新株予約権は、これを行行使することができません。

4. 導入にあたっての意思決定手続き等

本日の適正ルール導入は、当社取締役会において、出席取締役の全員一致で決議されました。当該取締役会には、2名の社外監査役を含む3名の監査役全員が出席しており、各監査役は適正ルールの導入を妥当と判断し、これに賛同する意見を表明しております。

当社取締役会は、今後、公開買付制度にかかるものを含め関連諸法令の改正等を踏まえ、適正ルール及び本新株予約権の内容を適宜見直し、適正ルール導入の趣旨に沿ったものとすべく必要に応じ修正していくこととしております。

なお、当社は、適正ルールの検討・導入に関し、株式会社ラザード・フレール及びサリヴァンアンドクロムウェル外国法共同事業法律事務所等、第三者からの助言を受けております。

5. 参考資料

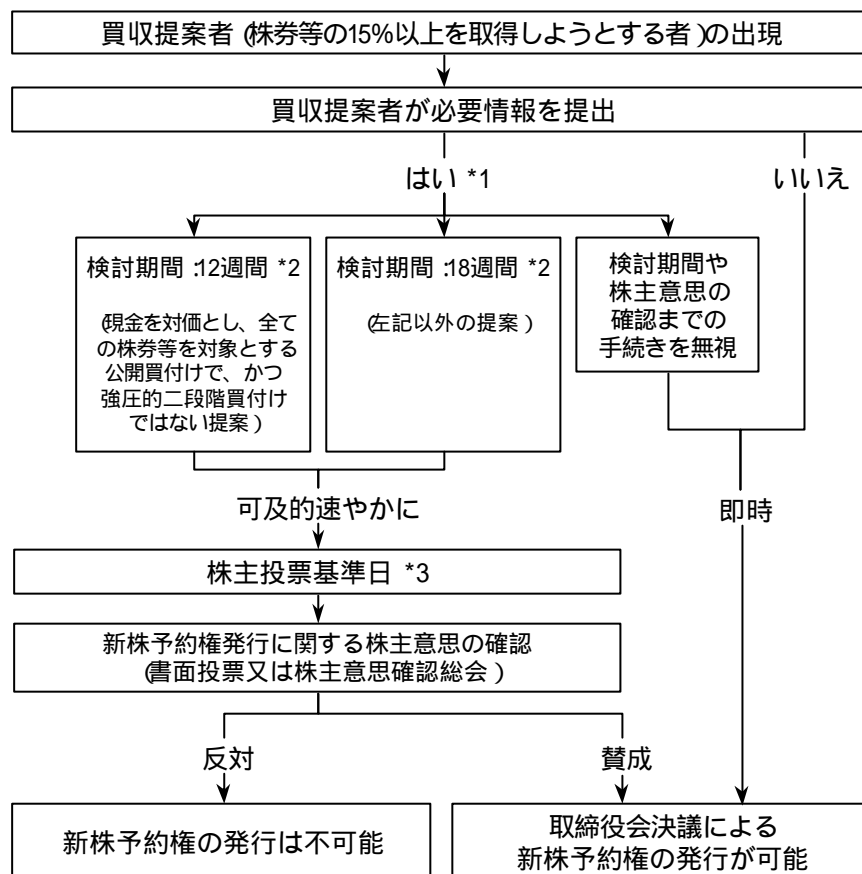
当社の株式の状況（2006年3月31日現在）を、【別紙 3】として添付しておりますのでご覧ください。

以上

【別紙 1】

(参考) 買収提案者の出現から、本新株予約権の発行可否に至るステップ

このチャートは、あくまで適正ルールに対する理解に資することのみを目的として、参考として作成されています。適正ルールの詳細については、「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」本文をご参照ください。



*1 当社取締役会が買収提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、株主意思の確認手続きは中止され、本新株予約権は発行されません。

*2 当社取締役会が買付価格が財務的見地から不十分との意見書（Inadequacy Opinion）を投資銀行等から受領した場合8週間延長されます。また、買収提案者が証券取引法（これを実質的に承継する法令を含む。）に基づく日本語で作成された有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書（これらについて提出すべき訂正届出書又は訂正報告書がある場合は当該訂正届出書及び訂正報告書を含む。）又は日本語で作成されたこれらの書類と同等の書類（外国語で作成された書類の日本語による要約文書は含まれない。）を過去5年間にわたり提出又は公表していない場合、さらに4週間延長されます。

*3 株主投票基準日の公告は、当該基準日の遅くとも2週間前までに行うものとしします。

【別紙 2】

（参考）「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に関する Q & A

この Q&A は、あくまで適正ルールに対する理解に資することのみを目的として、参考として作成されています。適正ルールの詳細については、「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」本文をご参照ください。

Q1. 買収防衛策導入について、基本的な考え方を教えてください。

A1. そもそも当社は、いわゆる買収防衛に関しましては、株価の向上や積極的な IR 活動を通じた株主との常日頃からの対話による信頼関係の構築、総合的な株主還元策の充実こそが、最善の方策であると考えております。

実際に買収提案が行われた場合、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点の株主の皆様が行うべきであり、当社取締役会が自己の保身を図る等の目的から恣意的にこれを阻止することがあってはならないと考えております。

本日発表しました「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」は、あくまで株主の皆様に、十分な情報と検討期間に基づいて適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）をしていただくための方策です。当社取締役会が代替案を模索し、買収提案者と条件引上げ等の交渉を行うなどのために、必要な情報と相当な時間を確保するための手続きを定めるものであって、いかなる買収提案をも阻止することを目的としたものではありません。

Q2. 株主還元策の姿勢について教えてください。

A2. 当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、企業価値の拡大と企業体質の強化を図り、利益を増加させることにより配当の安定的増加に努めることを基本としておりますが、株主への利益還元の姿勢をより明確にするため、今後、配当による成果の配分について連結配当性向 30%～35%を目安とし、配当の更なる向上を目指してまいります。

なお、当期の利益配当金につきましては、年間 17 円への増配を予定しており、これにより 2 期連続の増配の実施となります。また、配当による還元に加えて、当社は自己株式の取得も機動的に実施しており、昨年度は約 14 億円の自己株式を買い受けております。

Q3. 適正ルールの特徴を教えてください。

A3. 一言でいえば、平時導入・有事株主意思確認型です。

買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じて、その時点における株主の皆様に委ねるべき、との基本的考え方を端的に実現しようとしてまいりました。加えて、当社取締役会が、企業価値及び株主共同の利益の最大化のために代替案を模索しうる機会を確保するとともに、株主の皆様に、インフォームド・ジャッジメントの機会を確保する仕組みとしました。

買収提案がなされた場合のこれらの手続きは、事前に客観的かつ具体的に定められており、極めて透明性の高い制度設計となっています。さらに、取締役会の恣意的判断で株主意思の確認手続きを阻止したり、手続きの進行を遅延させたりできないような仕組みとなっています。

Q4. 15%を買収者の基準とした理由を教えてください。

A4. 当社への実質的支配力が、他の株主の意思が反映されないままに特定の株主に取得されてしまう可能性を回避するための基準として、これが適切と考えました。

ちなみに、ライセンスプランについて長い歴史を有する米国でも、15%基準が最も多く採用されていると理解しています。

Q5. 必要情報に関する手続きについて、考え方を教えてください。

A5. 必要情報の内容については、買収提案者の事前準備を十分可能にするために、適正ルールに明確かつ客観的に定めています。

必要情報の提出の有無については、提出された情報が形式的に不備のないものであれば提出があったものとみなされます。また代替的方法として、提出された情報について買収提案者の法律顧問が重要事項の欠如がないこと等の意見書を提出することによっても提出があったとみなされるため、ここで取締役会が恣意的判断を行っていたずらに手続きを遅延させることもできないようになっています。

Q6. 検討期間について、考え方を教えてください。

A6. まずご理解いただきたいのは、検討期間はあくまで、株主に適切なインフォームド・ジャッジメントを行っていただくことを可能にするために必要な期間として設けているということです。

当社の事業の規模や内容、世界的な広がり等に鑑みて、株主によるインフォームド・ジャッジメントのためには、当社取締役会による買収提案の検討、外部専門家との協議、代替案の模索、提案条件の引き上げ等の交渉を行うなどのために相当の期間が必要であると考えています。敵対的買収攻防の先例からも、大規模な会社であれば検討・交渉期間として数ヶ月から場合によっては1年近くかかるのが一般的であると理解しています。

なお、検討期間は必要情報の提出日から開始しますが、上述(A5.)のとおり、取締役会の恣意的判断によって検討期間の開始を遅らせることはできません。

Q7. 独立委員会（第三者委員会）が、ライツプラン発動の判断を行う仕組みは検討しましたか？

A7. 当社の事業規模や内容等を総合的に考慮したとき、当社の支配権異動等の極めて重要な判断については、独立委員会のような第三者組織ではなく、会社の所有者である株主の皆様へ直接行っていただくことが望ましいと判断しました。また、当社においては、このような極めて重要な判断を、株主による選任を受けていない外部の専門家に委ねるのは妥当ではないと考えました。

Q8. 導入時に株主総会の承認を得ることは、検討しましたか？

A8. 本日発表しました適正ルールの本質は、当社に対する具体的な買収提案がなされた場合に、「公正で透明性の高い手続きを通じて、株主の皆様への真摯な意思を確認するための機会を確保すること」であるといえます。そして、このような仕組みを構築することは、株主の皆様から当社の経営を委託された取締役としての重要な任務のひとつであると認識しております。

また、株主構成が日々変化する上場企業では、導入時の株主と有事における株主とは必然的に異なりますし、市場の状況や経営環境、当社の事業内容等も日々変化していくと考えられます。したがって、当社に対する買収提案が未だなされていない導入時ではなく、それが具体的になされた場合に、その時点において直接の利害を有する株主の皆様へ、直接判断していただくことが最も望ましいと考えております。導入時に一旦株主の皆様の承認を得たとしても、発動時、すなわち有事の株主の意思が反映されることにはならないと考えております。

Q9. 本ルール導入にあたって、特別に配慮した点はありますか？

A9. 外国人持株比率が高い当社では、ライツプラン発祥国である米国を中心に、諸外国の制度や運用状況を詳細に調査し、検討を進めてまいりました。

確かに、数年前に比べ、ライツプランを有している米国企業の数そのものは少なくなっていますが、これは、米国企業が将来においてもライツプランを導入しないということを意味しているわけではないと理解しています。そもそも米国では、独禁法や各州法の規制により、敵対的な買収をする者が、事前の開示をせずに大量の株式を取得することはできないルールになっています。したがって、敵対的買収の対象となった会社は、買収者が実際の買収を行う前に、ライツプランを機動的に導入することが可能です。また英国では、ライツプランは一般的ではありませんが、日本に比べて厳格なTOB規制があるため、強圧的な買収ができないようになっています。

一方、現在のわが国では、有事において機動的に、企業価値や株主共同の利益を侵害する恐れのある大量買付行為に対抗できる制度的仕組みが十分ではありません。そこで当社としては、他の株主がその意思を表明する機会を与えられないままに、特定の株主に会社の支配権が異動してしまう事態を回避するため、平時にライツプランを導入しておくことが必要であると判断しました。

【別紙 3】

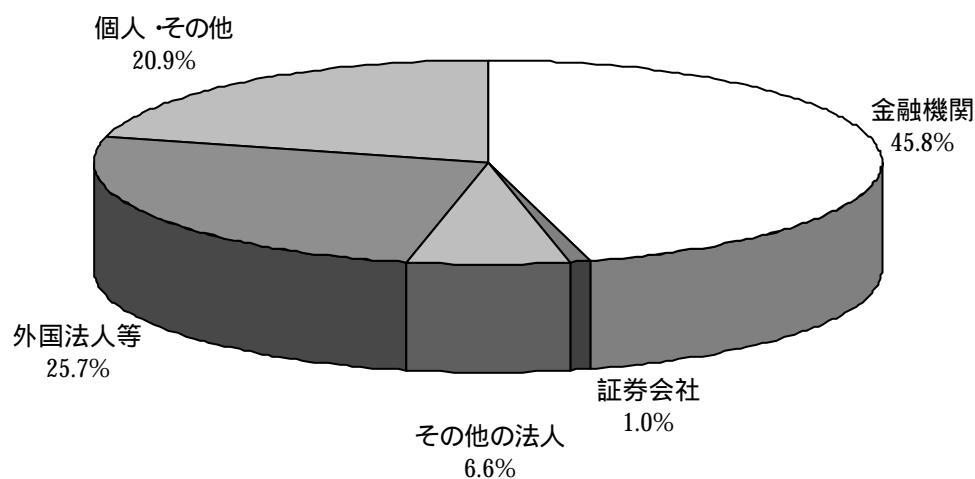
(参考) 当社の株式の状況 (2006年3月31日現在)

会社が発行する株式の総数	137,000,000 株
発行済株式の総数	81,144,372 株
株主数	10,676 名
大株主の状況	

株主名	持株数 (千株)	議決権比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,192	8.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,269	5.5
日本生命保険相互会社	3,560	4.6
株式会社京都銀行	3,370	4.4
株式会社みずほコーポレート銀行	3,090	4.0
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ジャスディック・トリティー・アカウント	2,641	3.4
シービー・エヌ・アイ・サード・アパ・ニュー・インターナショナル・パル・ファンド	2,615	3.4
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	2,512	3.2
株式会社三井住友銀行	2,200	2.8
平井信子	1,915	2.5

注) 上記には含まれておりませんが、当社は、自己株式 3,676 千株を保有しております。なお、当該株式は、旧商法第 241 条第 2 項の規定により議決権を有しておりません。

所有者別株式分布状況



注) 当社が所有する自己株式 4.53%は、個人・その他に含まれております。

ニチコン株式会社

当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）

2006年5月31日施行

1. 当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の目的

「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）は、関係諸法令、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等並びに経済産業省及び法務省の定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」等に則り、かつ関連する判例の趣旨を十分に勘案して導入されるものです。

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えます。また当社は、その場合に、当社株主が、必要な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考えのもと、当社は、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した本ルールを導入することを決定いたしました。本ルールは、当社取締役会が代替案の模索を含め、買収提案の検討を行うために必要な情報と相当な時間を確保することにより、買収提案が行われた時点における当社株主が、その買収提案に関しインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、かつ、かかるインフォームド・ジャッジメントが公正で透明性の高い株主意思の確認手続きに基づき行えるようにすることを目的としております。

かかる本ルールの目的を達成するため、第5項（1）に定める場合に限り、同項に定義する本新株予約権が発行されます。

2. 「買収者」の定義

本ルールにおいて、「買収者」とは、当社の株券等¹を議決権割合²で15%以上保有する者をいい、当該買収者の「特別関係者」³及び「共同保有者」⁴を含めるものとします。ただし、下記（1）、（2）又は（3）に該当する者は「買収者」に含まれません。

- （1）本ルールの施行日である2006年5月31日現在においてすでに当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したこと又は本新株予約権を保有する者が本ルールの定めるところに従ってこれを行なったこと（もしくは当社の株券等と引換えに当社が取得条項付本新株予約権を取得したこ

¹ 証券取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものをいいます。なお、証券取引法並びにそれに関する政令、内閣府令及び省令を実質的に承継する法令（以下「新証券取引法令」といいます。）が制定された場合、本ルールにおいて引用する証券取引法等の条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらに相当する新証券取引法令の条項に読み替えるものとします。

² 議決権割合とは、(i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（下記注4で定義される者をいいます。）に関する株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されるものをいいます。）又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されるものをいいます。）及び特別関係者（下記注3で定義される者をいいます。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されるものをいいます。）の合計をいいます。各株券等所有割合の算出に当たっては総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

³ 証券取引法第27条の2第7項に定義される者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

⁴ 証券取引法第27条の23第5項に定義される者をいいます。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

と)を原因として、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有することになった者。ただし、その者がその後当社の株券等を取得した場合(当社による株式分割及び本新株予約権の行使に基づき取得したもの並びに取得条項付本新株予約権と引換えに取得したものを除きます。)、本(1)は適用されません。

- (2) 当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者で、当社の事業活動の支配又は当社の事業活動に対する影響力の行使を目的としない者。ただし、その者が当社の株券等について議決権割合で15%以上を保有する者でなくなるように、当社の株券等を速やかに処分し又は当社の株券等について(当該株券等に関する議決権その他の権利の行使又は留保を一切行うことなく)当社が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限りす。
- (3) 当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株制度に基づく持株会、その他従業員福利厚生制度に基づく組織、上記持株会又は組織のために当社の株券等を保有する法人又は受託者等、及び上記持株会又は組織への資金拠出を目的として当社の株券等を保有する法人又は受託者等。

3. 適格買付提案の要件(買収提案者による必要情報の提出等)

買収者となろうとする者(本ルールにおいて「買収提案者」といいます。)の行う買収提案が、当社の株主による検討の対象とされるためには、当該提案が以下に定義される適格買付提案である必要があります。「適格買付提案」とは、買収者となることを目的として、公開買付け⁵又は当社株主が平等に参加する機会が確保されているその他の方法により当社の株券等を取得することを内容とする提案(ただし、公開買付けに付すことのできない条件を付していないものとします。)であり、かつ下記(1)及び(2)に記載する要件を満たすものをいいます。

- (1) 別紙記載の情報で下記(ア)又は(イ)①及び②の要件を満たすもの(以下「必要情報」といいます。)が当社取締役会に提出されること。
 - (ア) 買収提案者が提出した情報が、形式的に不備のあるものでなく、かつその時点において一般的に入手可能な情報に照らし、重要な点において不正確なものでないこと。
 - (イ) ① 国際的評価を得ている法律事務所(以下「買収提案者法律顧問」といいます。)が、買収提案者の法律顧問として、当社取締役会に対し、買収提案者が提出した情報に関し、重要な事項について虚偽の記載がなく、かつその提出時の状況に鑑みて記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていない旨の意見書を提出していること。
② 当社の株券等の取得に関し許認可等の取得が提案実施の条件とされている場合は、買収提案者法律顧問が、当社取締役会に対し、買収提案者は当該許認可等がなされる可能性を判断するうえで重要な情報を全て当社に対し提出済みである旨の書面を提出していること。
- (2) 第4項(2)に定義する「株主意思確認の投票」において本新株予約権の発行が否決されるまで、当該買収提案者は公開買付けの開始又はその他の方法による当社の株券等の取得に着手しないことを内容とすること。

⁵ 証券取引法第27条の3第1項に定義されるものをいいます。

4. 株主意思の確認

適格買付提案が行われた場合、これに対する株主意思の確認が以下のとおり行われます。

(1) 検討期間

当社取締役会が第3項(1)に定める必要情報を全て受領したときは、当社は速やかにその旨公表します。この場合において、必要情報が全て提出された日を「検討期間開始日」といいます。当社取締役会は、買収提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合を除き、当該買収提案に関する株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）を定めます。株主投票基準日の有効期間は3か月間とします。株主投票基準日は、当該買収提案に関し必要な検討を行う期間（以下「検討期間」といいます。）として下記(ア)ないし(ウ)の定めに従って決定される期間が満了した後関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、当社は、株主投票基準日の2週間前までに、株主投票基準日の公告を行うものとします。

- (ア) 当該適格買付提案が公開買付けによる株券等の取得の提案であり、その買付条件が、現金を対価とし、発行済株券等の全てを対象とするものであって、かつ強圧的二段階買付け（最初の買付けで株券等の全てを買付けられない場合の二段階目の買付けにかかる条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付けを行うこと）でない場合には、検討期間開始日から12週間
- (イ) 上記(ア)に定める場合を除き、検討期間開始日から18週間
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の定めにかかわらず、
 - (i) 当社取締役会が、国際的評価を得ている投資銀行等（以下「国際的投資銀行等」といいます。）から、買付価格が財務的見地から不十分であるとの意見書（いわゆる Inadequacy Opinion）を受領した場合、上記(ア)及び(イ)に定める期間はそれぞれ8週間延長されます。
 - (ii) 買収提案者が証券取引法（新証券取引法令を含みます。）に基づく日本語で作成された有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書（これらについて提出すべき訂正届出書又は訂正報告書がある場合は当該訂正届出書及び訂正報告書を含みます。）又は日本語で作成されたこれらの書類と同等の書類（外国語で作成された書類の日本語による要約文書は含まれないものとします。）を過去5年間にわたり提出又は公表していない場合には、上記(ア)及び(イ)の期間並びに上記(ウ)(i)により延長された期間は、さらに4週間延長されます。

(2) 株主意思の確認手続き

適格買収提案については、本新株予約権発行の賛否に関する株主意思の確認手続きが、書面投票又はかかる目的のため開催される「株主意思確認総会」における投票（以下「株主意思確認の投票」と総称します。）により行われます。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と合わせて開催される場合もあります。当社取締役会は、株主投票基準日までに、いずれの方法により株主意思の確認手続きを行うか及び投票権の行使方法を決定するものとします。書面投票による場合、決議は、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって行うものとします。株主意思確認総会における投票による場合、決議

は、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって行うものとします。

上記の書面投票又は株主意思確認総会において投票権を行使することのできる株主は、第4項(1)に基づき当社取締役会が定めた株主投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とします。各株主は、株式にかかる議決権1個につき投票権1個を有するものとします。

書面投票による場合、当社が株主投票基準日現在の上記株主に対して、投票すべき議案、所定の投票日(以下「書面投票日」といいます。)までに投票用紙が当社に到着すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、書面投票日の3週間前までに発するものとします。

株主意思確認総会の招集手続き及び当該総会における投票権の行使方法は、法令及び当社定款に基づく定時株主総会又は臨時株主総会の招集手続き及びこれらにおける議決権行使方法に準ずるものとします。

株主意思の確認手続きにおいて、本新株予約権の発行について所定数の賛同が得られた場合、「株主による本新株予約権発行への賛同」があったものとします。

当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益が損なわれないようにするため、当社株主に対し、本新株予約権の発行に賛同するよう勧誘することができるものとします。

なお、当社取締役会において、特定の提案が適格買付提案に該当するものと判断して株主意思の確認手続きを開始した場合であっても、株主意思確認の投票が完了するまでの間に、当該提案が適格買付提案に該当しないものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思の確認手続きを中止し、第5項(1)に従って本新株予約権の発行手続きを開始することができます。

(3) 適格買付提案が変更される場合の取扱い

買収提案者が必要情報を提出した後、当該必要情報に記載した適格買付提案の内容について重要な変更を提案した場合(かかる変更が行われた買付提案を以下「変更買付提案」といいます。)、当社取締役会は、国際的投資銀行等と協議のうえ、当該変更買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に照らし従前の適格買付提案より不利なものであると判断したときは、従前の適格買付提案について進めてきた株主意思の確認手続きを中止し、当該変更買付提案を新たな買付提案として取り扱い、これに検討期間を新たに適用するなど本ルールをあらためて適用するものとします。

一方、当社取締役会が、国際的投資銀行等と協議のうえ、変更買付提案を当社の企業価値及び株主共同の利益に照らし従前の適格買付提案より不利なものではないと判断したときは、従前の適格買付提案のために進めてきた株主意思の確認手続きの継続が実務的に可能な限りにおいて、かかる提案(以下「改訂買付提案」といいます。)を、従前の手続きに従って検討の対象とするものとします。ただし、当該改訂買付提案に関する必要情報は全て株主投票基準日の2週間前の日までに当社取締役会に提出されていなければならないものとします。従前の手続きの継続が実務的に困難な場合や、当該日までに改訂買付提案に関する必要情報が当社取締役会に提出されない場合は、当該改訂買付提案は、当社取締役会がその裁量において別異の決定を行わない限り、従前の適格買付提案とは別の新たな買付提案として取り扱われ、検討期間を新たに適用するなど本ルールをあらためて適用するものとします。従前の適格買付提案のために進められてきた株主意思の確認手続きに従って改訂買付提案が検討の対象とされる場合、当社取締役会は、書面投票日又は株主意思確認総会の開催日を決定しているときであっても、これを株主投票基準日の有効期間内で変更することができるものとします。

5. 本新株予約権の発行

- (1) 当社取締役会は、下記(ア)又は(イ)の場合、速やかに、下記(2)に定める内容の新株予約権(本ルールにおいて「本新株予約権」といいます。)の発行を決議し、本新株予約権の割当てを受けるべき株主を定めるための基準日(以下「割当期日」といいます。)を定めます。

(ア) 買収者が出現する可能性のある公開買付けが開始された場合。

(イ) 「株券等買付日」(買収者が出現した旨を当社が何らかの方法により公表した最初の日をいいます。以下同じ。)が生じた場合。

ただし、(i)株主意思確認の投票において本新株予約権発行が否決された後、当該株主意思の確認の手続きにおいて検討の対象となった適格買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場合、及び(ii)当社取締役会が、買収提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買収提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した後、当該検討の対象となった適格買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場合を除きます。

本新株予約権の割当ては、新株予約権の無償割当ての方法により行います。

公開買付けが開始されたことにより割当期日が定められた場合において、公開買付期間が延長されたときは、当社取締役会により、法令で許容される限りにおいて、一旦定められた割当期日に変更される場合があり、また、本新株予約権を発行する前に当該公開買付けが終了し又は撤回され、これにより買収者が出現しなかったときは、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権発行は中止されます。

(2) 本新株予約権の主な内容

本新株予約権の主な内容は以下のとおりです。なお、当社取締役会は、かかる本新株予約権の割当てを複数回にわたり行うことがあります。

(ア) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主は、その保有する当社普通株式1株(ただし、当社が保有する当社株式を除きます。)につき、本新株予約権1個を割り当てられる権利を有するものとします。

(イ) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個につき、下記(オ)に記載する行使価格を対価として、原則として当社普通株式1株を取得することができるものとします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の発行決議に際し、授權枠の範囲内で、本新株予約権行使の目的となる当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができます。

(ウ) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

(エ) 本新株予約権の発行価額

本新株予約権の発行価額は無償とします。

(オ) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

発行される当社普通株式1株当たり1円とします。

(カ) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、2か月間以内で、本新株予約権の発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

(キ) 本新株予約権の行使条件

下記(3)に定めるとおりとします。

(ク) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を他に譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。

(ケ) 本新株予約権の取得

- ① 第6項の規定に従って本ルールが廃止された場合、当社は、廃止の時点において既に発行済みの本新株予約権を全て無償で取得することができます。
- ② 株券等買付日が到来するまでの間、当社取締役会が裁量により適切と判断するときはいつでも、当社は、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を全て無償で取得することができます。
- ③ 下記(コ)に定める取得条項を付して本新株予約権を発行したときは、当社は、当該取得条項に従い、当社株券等またはその他の財産と引換えに本新株予約権の一部を取得することができます。

(コ) 取得条項

当社取締役会は、本新株予約権の発行決議の際、行使が可能となっている本新株予約権を当社の株券等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができます。また、授權枠等を考慮のうえ、当社の株券等と引換えに取得することができる本新株予約権に代え又はこれとともに、当社の株券等以外の財産と引換えに取得することができる取得条項を付した本新株予約権を発行することもできます。

(3) 本新株予約権の行使条件（取得条件）

本新株予約権の行使（及び取得条項が付された場合は取得）は、株券等買付日が到来していることを条件とします。

買収者が実質的に保有する本新株予約権は、いかなる場合においても、行使することができない（また取得条項が付された場合は取得することができない）ものとします。当社は、本新株予約権の行使の条件（及び取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に自己が買収者ではないこと及び本新株予約権を買収者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができるものとします。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権の保有者を買収者であるとみなすことができます。

本新株予約権を有する者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を買収者に対して譲渡する旨合意しているときは、当社は、当該本新株予約権の実質的な保有者を買収者であるとみなすことができます。本新株予約権の割当てを受けた株主が、割当期日現在において保有する株式を買収者に対して譲渡したとき又は譲渡する旨合意したときは、当社は、当該株式に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき株式について、買収者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。

本ルールの規定に違反して譲渡された本新株予約権は、行使することができないものとしします。

(4) 取得条項に基づく本新株予約権の一部取得

当社取締役会が定める日（以下「取得日」といいます。）をもって当社の株券等又はその他の財産と引換えに本新株予約権の一部を取得することができる条項を付して本新株予約権を発行した場合、当社は、取得日（又は法令に定められる取得の効力発生日）に本新株予約権の一部を取得することができます。取得の対象となる本新株予約権は、上記（3）に定める取得条件を満たすことが取得日の前日までに当社により確認された本新株予約権のうち、取得日の前日までに行使されていないものとしします。

当社普通株式と引換えに取得できることを内容とする本新株予約権が発行された場合、当該本新株予約権の取得により交付される当社普通株式は、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式と同数としします。

(5) その他の事項

本ルールに定める事項のほか、本新株予約権発行に関して法令上必要とされる事項は、当社取締役会において定めます。

6. 補足、変更、見直し及び廃止

(1) 本ルールの廃止

本ルールは、下記（ア）ないし（ウ）のいずれか最も早く到来する時点で廃止されるものとしします。

- (ア) 適格買付提案に関する本新株予約権発行が株主意思確認の投票において否決された後、当該適格買付提案に従って行われる買付けにより、買収者が当社の株券等を議決権割合で過半数保有するに至った時点
- (イ) 下記（2）の規定に基づき、当社取締役会の決定により本ルールが廃止される時点
- (ウ) 本ルール施行日から6年間が経過した日（ただし、当社取締役会は当該期間を延長することができ、かかる延長が行われたときは、当該延長期間終了時としします。）

本項に基づき本ルールが廃止された場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

(2) 当社取締役会による本ルールの補足、変更、見直し及び廃止

当社は、当社株主又は本新株予約権の保有者の同意を得ることなく、当社取締役会の決定により、以下の定めに従って随時本ルールを補足又は変更することができます。かかる補足又は変更は、法令、司法判断又は行政規制の変更又は進展に応じて行う場合を含みます。

- (ア) 株券等買付日より前においては、いかなる補足又は変更も行うことができます。
- (イ) 株券等買付日以後は、本新株予約権の保有者全体の利益に重大な悪影響を及ぼすものでなくかつ当社が必要もしくは望ましいと判断した補足もしくは変更、又は本ルール中の曖昧な条項もしくは齟齬・瑕疵のある条項を是正するために当社が必要もしくは望ましいと判断した補足もしくは変更を行うことができます。

当社は、株券等買付日より前において、当社取締役会の決定により、いつでも本ルールを廃止することができます。本ルール施行日から3年を経過する日までに、当社取締役会は、その時点における状況に照らし、本ルールの見直し検討を行います。

本項に基づき本ルールの補足、変更、見直し又は廃止が行われた場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

7. 通知

本ルールに基づき本新株予約権の保有者が当社に対して行うことが可能又は必要な通知又は請求は、以下に記載する住所・宛先（ただし、当社が書面をもって別異の住所・宛先を指定した場合は当該住所・宛先）にて交付し又は当該住所・宛先に対し料金支払済の郵便により送付することを要します。

名 称	ニチコン株式会社
住 所	〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る
担当部署	総務部

本ルールに基づき当社が本新株予約権の保有者に対して行うことが可能又は必要な通知又は請求は、当社の新株予約権原簿に記載された当該保有者の住所・宛先にて交付し又は当該住所・宛先に対し料金支払済の郵便により送付するものとします。本項に定める方法により本新株予約権の保有者に宛てて通知が郵送された場合、当該保有者が受領したか否かを問わず、通知がなされたものとみなします。

8. 権利行使の停止

第5項の定めにかかわらず、当社が、法令（外国の法令を含みます。本項において以下同じ。）を遵守するために、何らかの措置を講ずること又は講ずる必要があることを決定した場合、当社は、その措置を講ずるため又は当該法令を遵守するために、法令で許容される限りにおいて、合理的な期間にわたり本新株予約権の行使を停止することができます。上記の停止が行われた場合、当社は、速やかに、本新株予約権の行使が停止された旨を公表します。ただし、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の保有者その他の関係者に対する通知は行いません。

9. 準拠法

本ルール及び本ルールに基づき発行される本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

10. 株主に与える影響

(1) 本ルールが導入時の株主に与える影響

本ルールの導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の発行決議において設定する割当期日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。仮に、株主が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額（発行される当社普通株式1株当たり金1円）の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ（当社が本新株予約権を当社株式等と引換えに取得することができることと定められた場合において、当社が取得の手続きを取り、本新株予約権の取得の対価として株主に当社株式その他の財物を交付する場合を除きます。）、他の株主による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

(3) 本新株予約権の発行中止又は無償取得

当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した後、買収提案者が買付けを撤回したなどの理由により買収提案者が当社株券等の15%以上の保有に至らないことになった場合、当社は、本新株予約権の発行を中止し、又はすでに発行された本新株予約権を無償で取得することがあります。このような場合には、当社の株価に影響を及ぼす可能性もありますので、ご注意ください。

(4) 本新株予約権の発行に伴って株主に必要となる手続き

(ア) 名義書換の手続き

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が割り当てられますので、同日までに株式について名義書換手続きを完了していただかない限り、本新株予約権の割当てを受けることはできません。なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

(イ) 本新株予約権の申込みの手続き

本新株予約権は無償割当ての方法により割り当てられますので、申込みの手続きを取っていただく必要はありません。割当期日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権の保有者となります。

(ウ) 本新株予約権の行使手続き

当社は、割当期日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、本新株予約権の行使請求書（当該株主が買収者ではないこと及び本新株予約権を買収者のために保有する者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、所定の行使価額相当の金額（発行される当社普通株式1株当たり金1円）を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株（又は当社があらかじめ定める1株を超える数もしくは1株未満の数）の当社普通株式の発行を受けることとなります。ただし、取得条項を付して本新株予約権を発行した場合には、当社が取得の手続きを取れば、取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することとなります。なお、この場合、当該株主には、別途、買収者ではないこと及び本新株予約権を買収者のために保有する者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、名義書換方法及び払込方法の詳細につきましては、本新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主に対して公表又は通知いたしますので、その内容をご確認ください。

以上

【別紙】

ニチコン株式会社が定める「当社株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（「本ルール」）に基づく必要情報の当社取締役会に対する提出は、下記に示す事項を日本語にて記載した書面を〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る ニチコン株式会社総務部宛に送付することにより行うものとする。なお、本別紙において特に定義された場合を除き、用語の定義は本ルールに定められたところに従う。

1. 買収提案者に関する情報

買収提案者、買収提案者の共同保有者又は特別関係者に該当する者、買収提案者を直接又は間接に支配する者（上記で既に言及されている者を除く。当該買収提案者を究極的に支配し、他のいかなる者からの支配も受けていない者（以下「アルティメイト・ペアレント」という。）を含む。）、アルティメイト・ペアレントの共同保有者又は特別関係者に該当する者（上記で既に言及されている者を除く。）、買収提案者又はアルティメイト・ペアレントが法人の場合は、それぞれの取締役、監査役及びその他の役員（上記で既に言及されている者を除く。）並びに買収提案者又はアルティメイト・ペアレントと当該買収提案に関し協調して行動している者（上記で既に言及されている者を除く。）（以下「開示者」と総称する。）の名称、住所及び電話番号（自然人の場合は勤務先の住所及び電話番号）並びに買収提案者以外の各開示者と各買収提案者との関係についての説明を記載する。

また、開示者が自然人である場合、5年前より現在に至る主たる職歴（同期間中に勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む。）、年齢及び国籍を記載する。

開示者が法人又はその他の団体である場合、かかる法人の主たる業務及び設立準拠法を記載し、かつ過去5年間（設立から5年未満のときは、設立時以降）の単体ベース及び連結ベースの財務諸表（連結ベースの財務諸表については、監査済みのものとする。ただし、最終の財務諸表について監査未了の場合は、当該財務諸表については監査済みであることを要しない。）を提出する。また、日本において有価証券報告書提出会社である場合は、過去5年間分（有価証券報告書提出会社となってから5年未満のときは、有価証券報告書提出会社となったとき以降）の有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらに関する訂正届出書又は訂正報告書がある場合は、当該訂正届出書及び訂正報告書を提出する。

さらに、各開示者に関し、(i) 過去10年間において刑に処されたことがあるか否か（交通反則金処分及び軽犯罪を除く。）、もしある場合にはその罪名、科された刑罰（又は処分）の内容及び関与した裁判所名、並びに(ii) 過去10年間において、司法・行政手続きにより、証券取引法、商法、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）又は環境に関する法令（外国等におけるこれらに相当する法令を含む。）に違反する行為を認定しもしくは違反する行為の差止めを命ずる判決、決定もしくは命令等を受け、又はそのような判決、決定もしくは命令等を求める司法・行政手続きの対象とされたことがあるか否か、その他当社株主が意思決定を行うに当たり重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがあるか否か、またこれらに該当する場合において現に受けたもしくは求められた判決、決定又は命令の内容を開示する。

また、各開示者が現在日本国又は外国等において関与している重要な訴訟その他の係争の内容を開示する。

2. 当社有価証券の取引状況

各開示者が保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において各開示者が行った当社有価証券にかかる全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社有価証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）を開示する。

3. 提案条件

各開示者が行おうとする公開買付け又はその他の提案の条件（買付けの方法、取得予定の有価証券の総数及び種類、対価の金額・種類、買付期間終了予定日、公開買付期間延長の可能性、撤回・変更権の有無、公開買付けその他の取引に条件を付す場合はその条件、当該公開買付けの対象が全株式を対象としていない場合は按分比例方式による取得に関する事項、二段階買付けの予定の有無、二段階買付けを予定している場合はその内容、及び当該公開買付けその他の取引にかかる税効果を含む。）を開示する。

4. 取引の目的・当社に関する買付け後の計画

買付け後に、又は買付けとあわせて、株式譲渡、営業譲渡、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転、重要資産（知的財産権を含む。）の売却・移転・供与、組織変更・清算その他の異例な取引や行為、現在の配当率もしくは方針の変更、負債額もしくは資本構成の変更、当社の現経営陣の交代、当社の組織構成、業務もしくは労使関係の重大な変更（従業員の採用・配転・解雇を含む。）、現在の事業計画の重大な変更、当社の取引先、顧客、関係会社、地域社会その他の利害関係者の取扱いに関する重大な変更、当社有価証券の取得もしくは処分、当社普通株式の上場廃止、又は当社定款その他の基本規程の変更を伴うような取引、計画、提案又は協議を行う場合は、その概要及び目的を記載する。

5. 資金の裏付け

各開示者が行おうとしている当社の株券等に関する公開買付け又はその他の方法による買付けに使用される資金の総額及びその調達方法、資金調達に関する重要な条件（契約の相手方、条件、担保の供与、金利等を含むがこれらに限られない。）及び借入金に関する返済計画を記載する。

6. 当社との取決め

開示者と、当社、当社経営陣又は当社関係会社との間における、既存の又は検討中の重要な契約、取決め又は合意について記載する。

7. 法令に基づく許認可等

① 買収提案に関し適用される可能性のある日本国又は外国等に存する法令等に基づく規制事項、日本国もしくは外国の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法又はその他の法令等に基づく承認又は許認可の有無

② 上記①に関し、遵守すべき規制事項の詳細、遵守するために必要な事項の詳細、取得すべき承認又は許認可の詳細、承認又は許認可が得られる見通しについて判断するために必要な具体的情報

以 上